

浦臼町教育委員会

障がい者活躍推進計画

令和2年4月

# 策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

○ 浦臼町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、働きやすい職場環境の整備、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

○ 令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して、障がい者を雇用する責務が示されたとともに、厚生労働大臣が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

○障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう取り組んでいくことが重要であることから、この度、「障がい者活躍推進計画」を策定いたしました。

本計画のもと、障がいのある職員を全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

## 2 計画期間

○令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間といたします。

○なお、計画期間内において、取組状況等を把握・検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 周知・公表

○策定又は改定を行った計画は、職員に対し周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適正な方法で公表いたします。

○また、計画に掲げる取組みの実施状況等についても、定期的に周知・公表いたします。

## 浦臼町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	浦臼町教育委員会
任命権者	浦臼町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
浦臼町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	浦臼町教育委員会においては、一般職員は浦臼町からの出向者である。現在、障がい者は雇用しておらず、障がい者に限定した募集・採用も行っていない。今後、障がい者雇用が生じた場合には、状況に応じ適切な体制の整備を行っていく必要がある。
目標	
1.採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解促進に努める。
2.定着に関する目標	障がい者雇用が生じた場合、障がい者である職員の定着データを把握する。
取組内容	
1.障がい者の活躍を推進する体制整備	職員は、浦臼町からの出向職員で構成されているため、独自の職員・採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。  障がい者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。
2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	新規に採用した障がい者については、定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じることとします。なお、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。